



トレジャーキッズ  
ひめさと保育園

重要事項説明書

兼

入園のしおり

令和7年度 株式会社セリオ



## 第1章 施設概要

### (1) 運営主体

事業者の名称	株式会社セリオ
事業者の所在地	〒530-0003 大阪市北区堂島 1-5-17 堂島グランドビル8階
事業者の連絡先	06-6442-0600（本社）
代表者氏名	黒崎 泰司

### (2) 施設の概要

種別	認可保育所							
名称	トレジャーキッズひめさと保育園							
所在地	大阪市西淀川区姫里 2-9-27							
連絡先	電話番号 06-6829-6266 FAX 番号 同上							
施設長氏名	嶋岡 陽菜							
開設年月日	2018年4月1日							
施設・事業所番号	2710008000095							
ホームページ	<a href="http://www.serio-corp.com">http://www.serio-corp.com</a>							
利用定員	年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	クラス名	ほし組	つき組	にじ組	かぜ組	そら組	だいち組	
	人数	6人	17人	17人	17人	17人	17人	91人
認可定員	人数	12人	17人	17人	17人	17人	17人	97人

#### 〈施設の目的・運営方針〉

トレジャーキッズひめさと保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

当園を退園、転園された後にもご相談等がございましたら上記にご連絡ください。

### (3) 施設の概要

敷地	専有面積	620.50 m <sup>2</sup>
	延床面積	478.47 m <sup>2</sup>
園庭面積	1階	101.63 m <sup>2</sup>
	屋上	105.49 m <sup>2</sup>

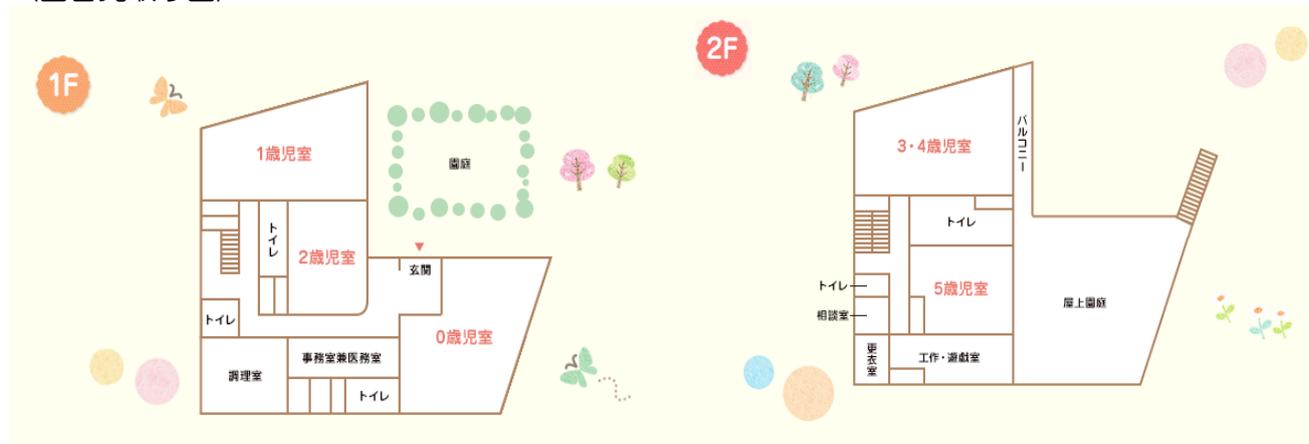
### (4) 主な設備の概要

設備	部屋数	面積
ほふく室（0歳児）	1室	60.86 m <sup>2</sup>
乳児室（1歳児）	1室	54.38 m <sup>2</sup>
保育室（2歳児）	1室	33.80 m <sup>2</sup>
保育室（3歳児）	1室	32.00 m <sup>2</sup>
保育室（4歳児）	1室	35.83 m <sup>2</sup>
保育室（5歳児）	1室	35.05 m <sup>2</sup>
工作・遊戯室		23.93 m <sup>2</sup>
調理室・更衣室・前室・ 調理員用トイレ	1室	25.41 m <sup>2</sup> ・2.9 m <sup>2</sup> ・2.9 m <sup>2</sup> ・1.93 m <sup>2</sup>
事務所兼医務室	1室	17.31 m <sup>2</sup>
幼児用トイレ	1	19.49 m <sup>2</sup>
0歳児用トイレ	1	7.48 m <sup>2</sup>
1.2歳児用トイレ	1	8.28 m <sup>2</sup>

当園は安心安全な施設運営への取り組みのため、園内みまもりカメラの導入をしております。

- ・目的：外部からの侵入抑止および園内トラブル（ケガ、不審者侵入）発生時の事実確認のため
- ・設置場所：各保育室および玄関 詳細につきましては、別途掲示にてお知らせいたします。

### 〈園舎見取り図〉



(5) 職員体制（令和7年4月1日 現在）

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	勤務体系
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1人	1人		正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1人	1人		正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
保育士	園児の保育	13人	11人	2人	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）シフト制
栄養士	園児の栄養指導	1人	1人		正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
調理員	給食の調理	5人		5人	正規の勤務時間帯（8：30～16：30）シフト制
看護師	園児の健康管理	1人	1人		正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
支援員	保育補助	2人		2人	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）シフト制

※ ローターションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日）大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として上記の職種の職員を配置しています。

(6) 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

・食事の提供方法

自園調理

・食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	10時50分頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時00分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

(7) 園児の利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	9人	9人	7人	6人
1歳児	17人	17人	17人	17人
2歳児	17人	17人	17人	17人
3歳児	17人	17人	17人	17人
4歳児	15人	17人	17人	17人
5歳児	15人	13人	17人	17人

(8) 子ども・子育て支援法第 39 条第 3 項、第 5 項の規定により公表・公示された旨なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

(9) 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

## 第2章 保育の内容

### 1. 保育の理念、目標など

#### セリオの保育

自分らしくいてほしいから  
健やかでいてほしいから  
自信をもってほしいから  
何にでも向かっていってほしいから  
友だちを大切にしてほしいから  
やさしく、そっと、子どもたちに寄り添います

#### 保育理念

子ども一人ひとりの発達を保障し豊かな成長を支えます。  
子どもの情緒が安定し、いきいきと自らを成長させる事が出来る環境を目指します。

#### 保育方針

子ども達にとって第2の家庭でありたいと願っています。  
生活や遊びを通して一人ひとりの子どもをよく観察し、乳幼児期に適した環境を整えて、あたたかい人間関係や秩序ある生活の中で主体性を育む保育を目指します。

#### 保育目標

- ・ 自分も友だちも大切にする子ども
- ・ あきらめないで頑張れる子ども
- ・ 自分で考え行動する子ども
- ・ 思いやりや感謝の気持ちを持てる子ども
- ・ 動物や自然を愛する情緒豊かな子ども

## 2. 保育の特徴

○季節に応じた保育、食育、乳児担当制保育、特別支援保育を取り入れております。

厚生労働省、子ども家庭庁より発行されている以下の指針やガイドライン等に基づき保育を行っております。

- 保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117 号）
- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
- 保育所における感染症対策ガイドライン
- 保育所における食事の提供ガイドライン
- 大量調理マニュアル
- 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン
- 授乳・離乳の支援ガイド

○特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

## 3. 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

## 4. 利用の終了に関する事項

（1）当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ・満 6 歳を迎える年度を終了したとき
- ・支給認定保護者が退園を申し出たとき
- ・園児の保護者が、児童福祉法又は子ども子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

（2）退園について

退園を希望される場合には、速やかに西淀川区役所と当園までご連絡頂きますようお願い致します。

## 5. 保育について

0 歳～5 歳までの一貫した就学前保育（養護・教育）をいたします。

### (1) 保育時間

		月曜～金曜	土曜
開園時間		7:30 ～ 19:30	7:30 ～ 18:30
標準時間保育		7:30 ～ 18:30	7:30 ～ 18:30
短時間保育		9:00 ～ 17:00	9:00 ～ 17:00
延長保育時間	標準	18:31～19:30	/
	短時間	7:30～8:59	
		17:01～19:30	
休園日		○日曜日 ○祝祭日 ○12月29日から1月3日	

※保育必要時間のみのお預りとなります。

※お仕事を休まれてご自宅におられる場合は、できるだけ家庭での保育協力をお願い致します。

お仕事がお休み等でお預けされる場合は午前 9 時から午後 4 時までの保育にご協力をお願いします。

※ご兄弟の育休をとられている方は、短時間保育設定になります。同様に午後 4 時までの保育にご協力をお願いいたします。

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

○保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、

7時 30 分から 18 時 30 分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、就労証明書などをもとに保護者様ごとに個別に決定します。）

なお、上記以外の時間帯において就労等の理由により保育が必要な場合は、就労証明書などに基づき 18 時 30 分から 19 時 30 分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

○保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、9 時から 17 時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、ご家族の就労証明書などでの証明のもと、7 時 30 分から 8 時 59 分まで又は 17 時 01 分から 19 時 30 分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）

保育の提供は平日 19 時 30 分、土曜日は 18 時 30 分までとなっております。

・19 時 30 分、または 18 時 30 分までにお迎えに来られない場合は必ず別の方にお迎えをご依頼していただき、閉園時間を超えないようお願いいたします。

万が一、閉園時間を超過する場合は、株式会社セリオが設定しております別途料金をお支払いいただく形となります。

・また、ご両親のどちらかのお仕事がお休みの場合は、お子さまとゆっくり過ごしていただく時間を大切にして、可能な限りご家庭でお過ごしください。

(2) 土曜の保育について

・土曜保育の利用に関しては、ご両親ともに就労の日のみの保育となります。

土曜日保育を申請しておられるご家庭でも、ご両親どちらかのお仕事がお休みになった場合などは、土曜日保育を利用することはできません。

土曜日も平日と変わらず、お仕事が終わる次第、お迎えのご協力をお願いいたします。

- ・土曜保育には、ご家族の申込書と土曜就労証明書が必要です。
- ・祖父母の方等、お子さまと過ごして下さる方がいらっしゃる場合、ご家庭での保育をお願いします。
- ・土曜利用をされる場合、毎月お渡しする土曜日保育申込書を提出して頂きます。
- ・事前に勤務先にご記入いただく「土曜日就労証明」をご提出いただき、申請を受理された方のみのご利用となります。

### (3) 延長保育について

- ・標準時間認定をされた方で、18時31分～19時30分の利用をされる場合
- ・短時間認定をされた方で、7時30分から8時59分、及び17時01分～19時30分までの間で利用をされる場合
- ・延長保育につきましては勤務先にご記入いただくご家族の就労証明をもとに、必要な利用時間の申請をして頂きます。

保護者の方の就労時間の関係で月極保育時間（月額 2,900 円）の申請が必要な場合、利用したい月の前月 10 日迄に申請をお願い致します。（就労形態が変更となった場合は、再度勤務証明をご提出いただき、申請が受理された方のみの月極保育のご利用となります）  
月極保育をご希望される場合でも、ご両親共の就労証明にて必要な保育時間を決定いたしますので、就労証明に基づき保育時間を算出した結果、月極保育を利用できない場合がございます。

また、勤務証明書とは異なる勤務時間（超過）などが発生している場合や不明な点等がある場合につきましては、勤務先にその旨を追加で証明書にご記入いただく場合やお問い合わせをさせていただく事があります。（追記の場合は、追記部分に勤務先の押印などが再度必要となります）

※月極延長保育を利用される場合は、延長保育利用申請書の提出が必要となります。利用料に関しましては、利用月の翌月に請求させていただきます。

※単発延長保育を利用される方は、延長保育利用申込書を提出して下さい。利用時間数をもとに、月末に集計し翌月に請求させていただきます。

※延長利用される場合、18時31分以降おやつを提供させていただきます。料金は延長料金に含まれています。

※利用を解除される場合、当月の20日までに辞退届を提出して下さるようお願いいたします。

### (4) 料金について

#### ① 時間外保育に係る利用料金

	月極	時間単位
1時間延長まで	2,900円	300円/時間

万が一、閉園時間を過ぎてのお預りとなった場合  
10分単位 1,000円を徴収させていただきます。

## ②利用者負担について

※遠足・お泊り保育・卒園アルバム、その他イベントに係る諸費用などの実費は、別途徴収させていただきます。

※写真代につきましてはネットで販売を行いますので、各自でお申し込みを頂きます。

※写真購入に関しましては、保護者様より直接アリスへ購入していただくものとなります。お問い合わせ等はアリスにご連絡お願いいたします。

R6 年度実績…5 歳児お泊り保育代金 ￥1,558  
5 歳児アルバム代金 ￥7,260  
2 歳児～5 歳児みかん狩り遠足 ￥3,566

## (5) 保育料等の納付について

特定教育・保育に係る利用者負担（保育料0～2歳）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

口座登録をお願い致します。

### 〈口座登録について〉

1. 登録方法は、インターネット口座振替登録のみとなります。（有償）
  2. 1.の受付手数料は、下記のとおりです。  
楽天銀行・PayPay 銀行・GMO あおぞらネット銀行：350 円（税別）  
上記銀行以外：500 円（税別）
  3. 登録後、約 2 ヶ月以内での請求を予定しております。  
例) 4/1 入園の場合 5/7 までに登録完了されましたら、5 月請求分より引落開始でき、登録手数料の請求は 6 月となります。  
※本社社内処理のタイミングにより、手数料請求時期が後ろ倒しになる可能性がございます。  
上記タイミングは目安としていただけますようお願いいたします。  
※請求状況につきましては、毎月中旬頃に発行している請求書でご確認ください。  
※同園内にご兄弟が在籍されている場合は、1 口座のみの登録で構いません。
- (2) 延長保育料や諸雑費は園から請求書をお渡しさせていただきますのでご確認ください。（25 日頃）
- (3) (2)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

別表

■保育の提供に要する実費にかかる利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額	対象月齢
オムツ定額サービス	希望者	2,200円	全園児
カラー帽子（乳児・幼児）	個人所有とするため	850円・1,190円	全園児
けんこうのきろく	個人使用のため	305円	全園児
おたよりばさみ	個人使用のため	430円	全園児
絵本費	個人所有とするため	410円～470円	全園児
乳児連絡帳	個人所有とするため	420円	0歳児～2歳児
幼児連絡帳	個人所有とするため	180円	3歳児～5歳児
自由画帳	個人所有とするため	300円	3歳児～5歳児
制服ジャケット	個人所有とするため	9,680円	3歳児～5歳児
制服ズボン	個人所有とするため	5,000円	3歳児～5歳児
上靴	個人所有とするため	2,150円	3歳児～5歳児
リュック	個人所有とするため	4,450円	3歳児～5歳児
体操服半袖（旧・新）	個人所有とするため	2,930円・2,300円	3歳児～5歳児
体操服半ズボン（旧・新）	個人所有とするため	2,390円・1,900円	3歳児～5歳児
体操服長袖（旧・新）	個人所有とするため	5,250円・3,000円	3歳児～5歳児
体操服長ズボン（旧・新）	個人所有とするため	3,470円・2,300円	3歳児～5歳児
スモック半袖（旧・新）	個人所有とするため	1,850円・1,400円	3歳児～5歳児
スモック長袖（旧・新）	個人所有とするため	2,250円・1,800円	3歳児～5歳児
給食副食代	3歳以上幼児副食費	1,700円	3歳児～5歳児
給食主食代	3歳以上幼児主食費	5,000円	3歳児～5歳児
保育教材費	行事費用・プレゼント代等	月額 400円	全園児
体育指導	2歳児以上 週1回	月額 1,020円	2歳児～5歳児
リトミック	2歳児以上 月2回	1回 1,100円	2歳児～5歳児
スイミング	3歳児以上 月2回 ※スイミングスクール よりバス送迎（希望者） ※人数により料金変動あり	1回 1,020円～1,530円 7～9名 1,530円 10～14名 1,530円 15～19名 1,380円 20～24名 1,230円 25～29名 1,120円 30名 1,020円	3歳児～5歳児
スポーツ振興会保険料	全園児加入とするため	年額 210円	全園児

## 6. 保育園の1年

	保護者参加行事	園児のみの行事	その他の行事
4月	入園式（新入園児）		<b>【毎月の行事】</b> 誕生会 身体測定 避難訓練 英語  <b>【年2回】</b> 内科健診  <b>【年1回】</b> 歯科健診 尿検査 不審者訓練 食育活動（随時）
5月		こどもの日の集い 遠足（年中・年長児）	
6月	保育参観		
7月	個人懇談	七夕の集い お泊り保育（年長児のみ） 夏祭り	
8月			
9月			
10月	運動会 （2歳児～年長児） 運動会ごっこ （0・1歳児）	遠足みかん狩り遠足 （2歳児～年長児）	
11月	保育参観 個人懇談（希望者）		
12月		クリスマス会	
1月			
2月	発表会 （2歳児～年長児） 個人懇談	節分	
3月	卒園式（年長児）	ひなまつり お別れ遠足（年長児）	

※行事は変更する事があります。

その場合はおたより等で詳細をお知らせいたします。

## 7. 登園・降園・欠席について

- 保育園への送迎は必ず保護者の責任において行ってください
- 保育園へは **9時20分までに登園**をお願いします。
- お迎えの方が変更になる時、また降園予定時間が変更になる時は、必ずご連絡をお願いします
- 保育園を休まれる時や遅れる時は、給食の準備等の都合上、必ず午前9時20分までにご連絡をお願いします。また、受診等で登園が遅れる時も、午前9時20分までにご連絡ください。給食が提供できる時間が決まっているため、ご連絡の際に合わせて登園予定時刻もお知らせください。ご連絡を頂けない場合、給食の提供ができない事があります。  
また11時半までに登園していただかなければ、安全衛生上、給食の提供ができなくなりますので予めご了承ください。
- 車での送迎は近隣の方へのご迷惑となりますので、必ずコインパーキングをご利用ください。
- 9時30分までにご連絡がなく登園されない場合は、安全確認の為、保育園からご連絡させていただきます。
- 自転車で送迎される方は、敷地内の駐輪場をご利用ください。自転車の駐輪は送迎時のみの利用に限らせていただき、お預かりはできません。
- ベビーカー（0歳児）や抱っこひものお預かりは、**お仕事の日のみ**のお預かりとさせていただきます。  
お預かりをさせて頂いた場合、万が一破損や汚れなどがありましても、園では責任を負いかねます。
- 園の入り口はオートロックになっています。登園時はセキュリティカードをかざしてください。  
セキュリティカードは毎日ご持参ください。  
(カード紛失の場合は2800円料金がかかりますので失くさないよう十分お気を付け下さい)

## 8. 家庭と保育園との連絡について

- 保育園から家庭への連絡は印刷物（おたより）又は、掲示板などで行います。
- 保育園からの連絡などで、ご家庭からの返事を要するものは指定した期日内にお返事をお願いします。
- 疑問や意見がありましたら、直接保育園にお問い合わせください。
- お仕事がお休みの日は必ず朝に職員にお知らせください。
- 研修や出張などでいつもと連絡先が異なる場合は必ず事前にご連絡をいただき、研修先などのご住所や電話番号などをお知らせください。
- ご住所および勤務先等を変更された場合や勤務時間、勤務の曜日や日数などが変更、退職、産前休暇に入られた場合は、すぐにお知らせください。  
その際、西淀川区役所へ「異動届兼支給認定変更申請書」のご提出を併せてお願いいたします。

**※異動届兼支給認定変更申請書は、直接区役所へご提出ください。**

## 9. 食事と離乳食

### (1) 当園の給食の特徴

食育の推進	保育園では、乳幼児期に食べることを楽しみ、豊かな食体験ができるよう定期的に食育活動を行っております。 (感染症が流行している時期は除く)
給食 (昼食・おやつ・ 補食)	お子様の発達段階を踏まえ、健全な発育に必要な栄養量のほか、嗜好、季節及び行事等を考慮し、栄養士が作成した献立を基に給食の提供に努めます。 栄養士の管理指導のもと、保育園において調理をします。離乳食についても発達に応じて中期から完了期まで調理しております。 アレルギー食・宗教食等をご相談ください。
献立等	毎月月末までに翌月の献立表をお渡しします。献立の中にお子様は初めて食べる食材がある場合は、ご家庭で必ず事前に2回お試しください、アレルギーの症状がないことを確認してください。
食物アレルギー等の対応	食物アレルギーがあると診断された場合には、医師の記載した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を保育園に提出していただきます。保護者様と園長、栄養士、看護師、担任で確認後、除去を開始いたします。保育園でのアレルギー食への対応は「完全除去食」となります。アレルギーの状態により食材 入手が困難な場合や調理が難しい場合は、栄養士の指導の下、お弁当やおやつのご持参などについてもご相談させていただきます。
衛生管理等	大量調理マニュアルに基づき、職員の健康診断を年1回以上、給食(調乳を含む)従事者の検便を毎月実施します。給食従事者の日々の健康状態の確認のほか、調理設備の点検を行い、衛生管理に努めます。
その他	朝食は大切ですので、必ず食べてから登園をお願いします。 遠足等でお弁当のご持参をお願いする場合があります。

毎日の給食サンプルを展示しておりますので、ご家庭での食事の参考にして下さい。

0~2歳までは完全給食(主食付)ですが3~5歳児は主食代として別途下記料金を徴収させていただきます

- 給食副食代：1,700円/月 ※3歳以上のクラスから●
- 給食主食代：5,000円/月 ※3歳以上のクラスから●

### 第3章 保健と健康管理

子どもの健康作りは、家庭と園が一体となって取り組むことが大切です。

保育園の生活は時にお子様の体に負担をかけてしまいます。お子様にいつもと違う様子が見られましたら、早めの病院受診をお勧めいたします。

#### 1. 登園の条件について

お子様をお預かりする上で重要な情報（例：発熱・嘔吐等の体調不良や投薬、ご自宅や登園中に起きた怪我等）は、必ず毎朝、事実をお伝えください。保護者の皆様と園の間の信頼関係の基本となり、お子様をお守りする基本となります。在園中に発症した疾患、診断された疾患についても同様をお願いいたします。

##### (1) 症状がある場合の登園の可否について

症状	登園を控える方が望ましい
発熱	解熱後 24 時間経過していない 37.5℃以上の発熱がある 24 時間以内に解熱剤を使用している 座薬を使用している
下痢	24 時間以内に 2 回以上の下痢便がある（流行している時は 1 回以上） 食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする 登園前に排尿がない、機嫌が悪い、顔色が悪い、元気がない、ぐったりしているなどの症状がある
嘔吐	24 時間以内に 2 回以上の嘔吐がある 食欲がなく水分を欲しがらない 機嫌が悪い、顔色が悪い、元気がない、ぐったりしているなどの症状がある
咳	夜間入眠中に咳のために数回起きる 咳の音がゼイゼイやヒューヒューと聞こえる、呼吸が速い、少し動いただけで咳が出るなどの症状がある 喘息発作を起こしている
発疹	発熱とともに発疹がみられる場合 原因不明の発疹があり、受診をしていない場合 感染症による発疹が疑われ、医師により登園を控えるよう指示された場合 口内炎がひどく食事や水分が摂れない場合 発疹が顔面などにあって、患部をガーゼなどで覆えない場合 浸出液が出ていて他児への感染のおそれがある場合 痒みが強く手で患部を掻いてしまう場合
その他	中耳炎などで耳に痛みがある、または耳垂れがでている場合

(2) 保育中に発病した場合のお迎えをお願いする基準

	お迎えに来ていただく場合
発熱	37.5℃以上の発熱でご連絡をさせていただきます。 排尿回数がいつもより減っているとき 食欲なく水分が摂れないとき
下痢	食事や水分を摂るとその刺激で下痢をするとき 元気がなく、ぐったりしているとき 腹痛を伴う下痢があるとき 下痢便が2回以上みられるとき 食欲がなく水分が取れないとき
嘔吐	2回以上の嘔吐があるとき 元気がなく機嫌、顔色が悪いとき 吐き気が止まらないとき 腹痛を伴う嘔吐があるとき 下痢を伴う嘔吐があるとき
咳 鼻水	咳や鼻水があり眠れない、何度も目覚める 呼吸音がヒューヒュー、ゼイゼイしているとき 少し動いただけでも咳が出るとき 咳とともに嘔吐があるとき
発疹	発疹が時間と共に増えた時

※上記はあくまでも目安であり、その他症状により園生活を送ることが困難、または、お子様にとって無理があると判断した場合は、登園をされていてもお声がけさせていただき、ご自宅での保育をお願いする場合がございます。

ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

2. 保育園とくすり

当園ではお薬をお預かりすることはいたしません。園生活において投薬を必要とする場合は事前にご相談ください。

受診の際に保育園に通園していることを伝え、朝晩の2回処方にしてもらう等医師へご相談をお願いいたします。

また、当園では怪我をした際には流水で洗浄し、傷の状態により絆創膏等を貼り付けさせていただく場合もあります。

3. 園児健康診断

健診や測定後には結果をお知らせいたします。

内科健診（全園児）	年2回実施
歯科健診	年1回実施
身体測定（身長・体重）	毎月実施

## 嘱託医について

嘱託医は、当園のお子様の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、保護者及び職員の相談対応・指導を行うものです。昨年度の当園の嘱託医は以下の通りです。

内科	
医療機関の名称	黒川診療所
医院長名又は医師名	黒川 恵
所在地	大阪市西淀川区姫里 1-22-23
電話番号	06-6471-9912
歯科	
医療機関の名称	姫島通り歯科
医院長名又は医師名	伊東 聰
所在地	大阪市西淀川区姫里 2-6-6
電話番号	06-7161-7317

## 4. 感染症の登園基準

乳幼児が集団で生活する保育園においては、感染症が流行しやすく、また、抵抗力も免疫力も低い乳幼児が感染症にかかった場合は、生命の危険につながる恐れがあります。園内での感染症の拡大を防ぐために、感染症と診断されたら園までご連絡をいただきますようお願いいたします。

また、治癒後に登園する場合は、医師に登園可否の確認が必要となります。また、学校保健安全法に定められている一部の感染症では「**学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書**」が必要になりますので、**登園の際に手渡しで保育士又は看護師へ提出**してください。

なお、「**学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書**」は保育園でもお渡し出来ます。

また、各種感染症については、厚生労働省が定める『**感染症ガイドライン**』をもとに対応します。集団生活の場であるため、飛沫・空気・接触感染を予防することは困難ですが、感染機会を下げる取り組み（手洗いやうがい、消毒等）は取り組んでおります。感染機会を下げ、重篤化を防ぐため、体調不良時は早めに受診する、家庭で過ごす等をお願いいたします。また、衛生に関する取り組みは同ガイドラインを基にし、過度な清潔を目指すことはいたしません。

ご家庭内で保護者様やご兄弟などが感染症にかかった場合も、園にご連絡いただきますようお願いいたします。

## 5. 予防接種

予防接種は子どもの感染症予防に欠くことのできないものです。

保育園は感染経路が少なく免疫力、体力、身体の機能がまだまだ十分でない乳幼児が毎日長時間にわたり集団生活をする場となります。そのため予防接種を計画的に実施されますことをおすすめいたします。

※予防接種を受けた後のお預かりは出来ません。ご家庭で様子を見て頂きますようご協力をお願い

します。接種翌日は体調がよければ登園していただけます。受けられた予防接種の種類、日時について「けんこうのきろく」のご記入をお願いいたします。

## 6. 乳幼児突然死症候群（SIDS）から赤ちゃんを守るために

睡眠時の死亡事故を防ぐために、保育園では睡眠時のお子様の呼吸の状態や姿勢などを以下の通りに観察しています。

0歳児	5分毎
1歳児、2歳児	10分毎
3歳児以降	15分毎

睡眠中のうつぶせ寝は死亡のリスクが高くなるため、仰向けに戻します。ご家庭でも、睡眠時にうつぶせ寝になっている場合は、仰向けに戻し、うつぶせ寝でなくても眠れるようにしていきましょう。

- ◆ 睡眠中の環境が暖かすぎると、呼吸が止まりやすくなることが知られています。そのため、午睡時に着用する衣服は裏起毛ではない素材を選ぶとよいです。
- ◆ ご家庭で喫煙されている方がいる場合、睡眠中の死亡リスクが高くなりますので、お子様の前での喫煙はやめましょう。SIDSの詳細につきましては、リーフレットをご参照ください。



# 寝ている 赤ちゃんの いのちを 守るために



にゅうようじとつぜんしじょうごうたん 乳幼児突然死症候群

## 乳幼児突然死症候群(SIDS: Sudden Infant Death Syndrome)

「乳幼児突然死症候群(SIDS: Sudden Infant Death Syndrome)」は、それまで大きな異常のきざしがないのに、乳幼児が睡眠中に亡くなってしまう原因不明の病気で、

●令和5年には48名の乳幼児がSIDSで亡くなり、乳児期の死亡原因の第5位です。

SIDSについて▶



SIDSの予防方法は確立していませんが、以下の3つのポイントを守ることで  
SIDSの発症率が低くなるというデータがあります

### 1歳までは 「あおむけ」に寝かせる



SIDSは睡眠中に起こります。うつぶせ寝、あおむけ寝のどちらの体勢でも起こっていますが、あおむけに寝かせたほうが発症率が低いことが研究でわかっています。医学上の理由でうつぶせ寝を勧められている場合以外は、赤ちゃんの顔が見えるあおむけに寝かせましょう。睡眠中の窒息事故を防ぐ上でも有効です。

### できるだけ 母乳で育てる

母乳で育てられている赤ちゃんのほうが、SIDSの発症率が低いことが研究でわかっています。様々な事情があり、すべての人が母乳育児ができるわけではありません。無理のない範囲で母乳育児にトライしてみましょう。



### たばこはやめる



たばこもSIDSの発生意因のひとつであるといわれています。乳幼児の周囲で誰かがたばこを吸うことは、SIDSの発症率を高くすることがわかっています。妊婦自身の喫煙、まわりの人が吸ったたばこの副流煙を妊婦が吸う「受動喫煙」も生まれた後にSIDSの発生意因になります。子どもに関わるすべての大人は喫煙をやめましょう。

こども家庭庁  
ホームページで  
ご覧いただけます

乳幼児突然死症候群(SIDS)について  
<https://www.cfa.go.jp/pol/sids/>  
[heshihoken/nerkou/sids](https://www.cfa.go.jp/pol/sids/heshihoken/nerkou/sids)



乳幼児突然死症候群(SIDS)  
診察ガイドライン(第2版)  
<https://www.cfa.go.jp/pol/sids/heshihoken/nerkou/sids/guideline>



乳幼児突然死症候群(SIDS)については、各都道府県・市町村の母子保健担当課及び保健所・保健センターなどでご相談に応じています。

# 眠っている赤ちゃんの 窒息を防ぐには

一日の多くを寝て過ごす赤ちゃんにとって、睡眠時の環境は  
とても大切です。SIDSの直接の原因ではありませんが  
睡眠環境を整えることで、SIDSとは異なる窒息も防ぐことができます。



## ベビーベッドに寝かせ 柵は常に上げておく。 頭や身体がはさまれないようにも注意

できるだけベビーベッドを使用し、国が定めた安全基準の検査に  
合格した製品であることを示す、PSCマークが貼付されたベビー  
ベッドを選びましょう。

また、赤ちゃんは日々成長し、できることが増えるため、「動かない  
だろう」と油断せず、転落しないように、柵は常に上げておきましょ  
う。赤ちゃんの頭や身体がはさまれないよう、周囲の隙間やベッド  
柵と敷きふとん・マットレスの隙間をなくしましょう。



## 赤ちゃんが寝る場所には 枕やぬいぐるみをおかない。 口や鼻はおおわない

赤ちゃんは、寝返りをしたり、ずり上がったり、寝ている間も動き回ります。  
口や鼻をおおったり、首にまきついたりしてしまうリスクがあるものは危険で  
す。枕やタオル、衣服、よだれ掛け、ぬいぐるみなどは近くにおかないようにし  
ましょう。



## 下に敷くふとん・マットレスは 固めのものを使う。 上にかけるふとんは使わない

ふかふかした柔らかい敷きふとん・マットレス・枕は、うつぶせになった場  
合に顔が埋まってしまい、鼻や口がふさがれて窒息するリスクがあります。赤  
ちゃん用の固めの寝具を使いましょう。掛けふ  
とんは使用せず、服装で温度調整しましょう。

また、保護者が添い寝をする時は、赤  
ちゃんを身体や腕で圧迫しないように注  
意しましょう。



こどもまんなか  
こども家庭庁



## 第4章 家庭との連携

### 1. 園からのお知らせ

『保育所保育指針』は「基本原則」の中で、「(保育所は子どもの)健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない」と定めています。そして、「家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。」とも述べています。

「子どもの最善の利益」を大切な基本とし、子どもトレジャーキッズひめさと保育園が皆様の大事なお子様をお預かりする上では、園と保護者様の間に長期にわたる信頼関係を構築していくことが前提となります。つきましては、集団の中でお子様をお預かりする基本として、以下の点をご理解ください。

#### (1) あさごはん

子どもたちの健やかな成長に欠かせない「基本的な生活リズム」を身につけるための取り組みを推進しており、「早寝・早起き・朝ごはん」を元気なこどもの合言葉にしています。

朝ごはんを食べることで

- ◆ 体温が上がり、頭もからだもすっきり目覚めることができます
- ◆ 3回食事を摂ることは、からだの成長に欠かせません
- ◆ 腸が刺激され、便秘の予防になります

#### (2) 熱中症予防について

近年、夏の暑さが厳しく、毎年全国各地で熱中症にて搬送されるお子様が後を絶ちません。お子様たちが屋外で元気に遊ぶことは大切です。一方、お預かりしているお子様の命を守ることは私たちの第一の責務です。環境省や自治体からは、「暑さ指数31以上は『危険』であり外遊びをさせない」という勧告が出ておりますが、それ以下の場合の判断につきましては明確な基準がありません。そこで、当園では次のように考えて屋外活動(園庭あそびや散歩など)を中止します。

環境省熱中症情報予防サイトにて午前9時の関西地方の[こども・車いす]の暑さ指数が厳重警戒を超える場合、その日の日中は戸外活動を見合わせます。

ただし、上の条件で「活動可」となっても、その後の温度の上昇、その日のお子様たちの様子、体調によっては屋外活動をしない場合があります。

(3) 保育園から道路に出るときには、必ずお子様と一緒にしてください  
車は危ない、とわかっていても、こどもは急に走り出します。行方不明事故は、深刻な事故に繋がりがね  
ません。

### 保護者様の手は、お子様の命綱です

送迎時、玄関や門扉はひんぱんに開閉します。その間にお子様が出て行ってしまふことがあります。玄関・門扉周辺では、お子様から目、手を離さないでください。  
また、階段を使用する際は必ずお子様と必ず手をつないで下さい。転倒、転落事故防止のため  
によりしくお願いいたします。

### 安全のために

玄関や門扉を開け閉めする際、お子様だけが園から出ていくのをみたら、知らないお子様でも  
必ず呼び止めて、園にいる保護者、職員に声をかけてください

### 朝は必ず声をかけてください

お急ぎでも、必ず職員に声をかけてお子様をお預けください。声をかけていただかないと、  
お子様の登園、人数を把握できません。朝は、お預けまでに時間をいただくこともござい  
ますが、お子様たちを大切に一人ひとりお預かりするためです。ご了承ください。

### (4) お子様たちのかみつき・ひっかきについて

お子様に自我(「わたし」「ぼく」)が生まれてくると、かみつきやひっかきが始まります。「それ、  
ぼくの」「ほしいな、それ」、「わたし、やだ」…、このような気持ちがあっても、まだ言葉には  
なりません。そのため、かみついたり、ひっかいたりという行動になります。または、お子様の  
目の前に現れた誰かの指や顔に、手や口が出ることもあります。

これは成長発達のひとつの特徴です。全てのお子様たちがかみつきやひっかきをするわけでは  
ありませんが、かみつきやひっかきが終わらないことも絶対にありません。誰かを傷つけよう  
という気持ちも、お子様には全くありません。反対に「〇〇ちゃん、好き!」、「あそぼう!」とい  
った、他者に対する興味がかみつきやひっかきのような行動として出ることもあります。

保育者は、お子様たちが幼いながらも言葉で気持ちを表現できるよう働きかけをしています。  
時として私たちの言葉がけや働きかけが間に合わないこともあります。保育者はお子様たちが  
かんだり、ひっかいたりすることを放置はしません。できる限り止めて、気持ちを受け止め、言葉  
にするよう伝えます。

かみつきやひっかきは特別な行動でも悪い行動でもなく、こども同士のかかわりや「仲良し」の  
中に出てくるものです。

もし、かみつきやひっかき起きた時には、適切に処置をして、保護者の方にもお伝えします。  
また、生え始めた歯がかゆくてかんでしまう、ということもあります。ご家庭でそのような様子  
が見られ始めましたら、園までお伝えください。当園でも、同様のことがみられましたら、お伝  
えしていきます。

保護者様の皆様と保育園の二人三脚で、こどもたち一人ひとりの成長、そして、こどもたちがお互  
いに関わり合いながら育っていく姿をしっかりと見守っていきましょう。

## (5) 事故に繋がるものは身に着けずに登園しましょう

職員は園内の床や、園庭などに危険なものはないか、いつもチェックをしています。その理由は、0歳児、1歳児が口に入れてしまう可能性があるからです。異物を口に入れることで、窒息したり、窒息を起こさなくても喉の奥の方や気道に挟まってしまったり、病院で取り出すのが容易ではないケースが起こることがあります。

乳児の保護者の方はもちろん、年中・年長児の保護者の方も「うちの子は食べたりしないから」とお思いにならず、他のお子様の安全もお考えください。

### 身に着けて登園できないもの

- ・飾りのついたヘアゴム、シリコン製のヘアゴム、ヘアピン
- ・虫よけパッチ(シール)、虫刺されパッチなど、服や体に張り付けてくる薬剤・医薬品・医薬部外品。
- ・虫よけリングなど

### 身に着けて登園する場合、登園時に申告が必要な物

- ◇ 絆創膏、ガーゼ、ガーゼ固定のテープ、気管支拡張剤(咳止め)テープ

### ◆ 園での着用を控えて頂くもの

- ・フードつきの衣服(パーカー、ダウンジャケットなど)
- ・つかまり立ち以上の動きができるようになったお子様のつなぎの衣服など(別紙参照)

### ◆ カバン等につけることを控えて頂く物

- ・ボールチェーンのキーホルダー
- ・大きすぎるキーホルダー
- ・破損した場合、誤飲につながるような小さな人形や部品などがついたもの
- ・娯楽の要素があるもの(光る・音が出る・ゲーム性があるものなど)

★保育園では、絵の具や粘土で遊んだり、砂遊びをしたり、食事などで衣服が汚れる場合がありますので、園内で着用する衣服などは、汚れても良い衣服をご準備いただくようお願いいたします。

また、すべての持ち物に必ず記名をお願いいたします。

園では、シールやテープ、ビニール、食事用のラップが落ちていたり、お子様や職員の体についていたりしないかを日常の活動の中で確認しています。また、机やロッカーなどに貼られているテープの「はがれ」もチェックと補修をしています。小さいお子様がいらっしゃるご家庭では、同じようにお気をつけいただければと思います。ご意見やご質問などございましたら、いつでも職員にお声掛けください。

## (6) お子様の写真とプライバシー保護について、大切なお願い

当園では、保護者様のご同意のもと、園だよりやクラスだより、ブログ等にお子様たちの活動の写真を掲載し、日々の活動の様子をお伝えしています。お子様の写真を掲載することにご同意されていないご家庭については、掲載することのないよう配慮しております。保護者の皆さまにも、他のお子様のプライバシー保護についてお願いいたします。

- ◆ ご自身のお子様以外が写っている写真や動画を Instagram、Facebook、ブログ等 SNS にアップされませんよう、お願いいたします。
- ◆ 職員が写っている写真や動画も無断で SNS などにアップをすることは禁止とさせていただきます。
- ◆ 園児・職員共の個人情報につきましても、SNS などにアップされる事や他機関などへの提供などは禁止とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ご質問などございましたら、いつでもお声掛けください。

### 2. 保護者様のご連絡について

当園は入園時に保護者の皆様から、**緊急連絡カード**の記入をお願いし、提出していただいております。

☆**緊急連絡カード**→お子さまの体調不良やケガ、その他、お仕事中に緊急を要する際に使用します。

### 3. 緊急時の連絡方法・緊急連絡先について

これは緊急時及び災害時に利用する大切な個人情報の書類となります。

**記入後に変更が生じた場合は、必ず園へお知らせください。**変更箇所の訂正をしていただきます。

お子さまをお預かりする上で、保護者のみな様と連絡を取り合うために重要なものとなりますので、ご協力をお願いします。

緊急時、園に連絡がつかない場合は、大阪本部保育事業部へご連絡ください。

<株式会社セリオ 06-6442-0600>

#### 4. 緊急時の対応

対応方法	<p>児童に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに入園児の保護者又は医療機関（嘱託医を含む）への連絡を行う等の必要な措置を講じます。</p> <p>保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、しかるべき対応を行いますのでご了承ください。</p> <p>けいれんを起こした場合や、その他、急を要する状態と判断した際には、保護者の方へご連絡させていただきますが、連絡がとれなかった場合におきましても、職員が同乗し救急車で病院に搬送いたしますので、搬送先の病院にお越しいただく事となります。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>	
消防・救急	管轄	西淀川消防署
	所在地	大阪市西淀川区御幣島 1 丁目 10-20
	連絡先	06-6472-0119
警察	管轄	西淀川警察署
	所在地	大阪市西淀川区千船 2 丁目 6-24
	連絡先	06-6474-1234
嘱託医	管轄	黒川診療所
	所在地	大阪市西淀川区姫里 1 丁目 22-23
	連絡先	06-6471-9912
嘱託歯科医	管轄	ひめじま通り歯科
	所在地	大阪市西淀川区姫里 2 丁目 6-6 1F
	連絡先	06-7161-7317

#### 5. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 有</li> <li>・誘導灯 有</li> <li>・ガス漏れ報知機 有</li> <li>・非常警報装置 有</li> <li>・非常用電源 有</li> <li>・スプリンクラー 有</li> <li>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有</li> </ul>
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

## 6. 大地震・火災等 緊急を要する場合の対応

保育園は、お預かりしているお子様を災害から守るため、日頃より様々な備えをしておりますが、これらの対応には保護者の皆様のご理解とご協力が不可欠です。

いざという時に皆様に適切な行動をとっていただき、保育園と保護者の皆様とが一体となって、園児の安全を確保できるよう以下のことにご協力をお願いいたします。

**非常災害が発令された場合、または現実には非常災害が発生した場合、保護者の方は至急保育園に迎えにきてください。**園舎が危険な場合は、別の避難場所に避難していることがあります。**避難場所を保育園前に掲示しますので、電話による連絡・問い合わせはお断りします。**

災害時、園舎にとどまる事が困難な状況と判断された時（園舎が倒壊の恐れ又は近隣からの火災等）は子どもの安全を確保し避難場所へ避難いたします。

※原則として引き渡しは保護者の方に限りますが、状況により保護者の方が来られない場合の代わりの方（代理引取り人）を、あらかじめ「**緊急連絡カード**」に記入してお知らせください。

※園児の引き渡しは、引き渡し名簿確認のうえで行いますので、お迎えに来られた際には必ず職員に確認後、降園していただきますようお願いいたします。

### <災害時避難場所>

	名 称	住 所
・ 広域避難場所	姫里小学校	大阪市西淀川区姫里 2-8-24
・ 公共施設	西淀川郵便局	大阪市西淀川区姫里 3-1-33
・ 一時避難場所	姫乃里公園	大阪市西淀川区姫里 2-7
	上町公園	大阪市西淀川区姫里 3-7
・ 津波避難	キングマンション歌島橋	大阪市西淀川区姫里 3-2-3
	ルネパークオアシス	大阪市西淀川区姫里 3-1 3-4 8

## 7. 非常変災時の措置について

台風などで、大阪市内に「暴風警報」が発令された場合、園児の安全確保のため、次のように対応します。

 警報に関する開園状況について 			
	解除時間	開園状況	給食
暴風警報 または 特別警報 (レベル3)	午前7時までに解除	通常保育	給食あり
	7時～9時の間に解除	解除されるまでの間は 自宅待機	
	9時～10時の間に解除		お弁当持参
	10時以降解除	臨時休園	給食なし
<p> <b>☆保育中に警報が発令された場合は即時にお迎えをお願いいたします。</b>  <b>9時を過ぎて警報が解除されない場合は、その日の給食提供ができません。</b>  <b>お弁当をお持ちいただきますようお願いいたします。</b> </p> <p>                     また、地震や大雨洪水警報後などにつきましては、余震や登降園時の危険なども考慮し、お仕事がお休みの方はご家庭での保育のご協力をお願いいたします。                 </p> <p>                     ☆大雨・大雪・地震・浸水害など様々な災害が発生した場合、各交通機関がストップすることがあり職員数が不足となる可能性があります。その場合、安全な保育を提供できる状況となるまで、ご自宅での保育をお願いいたします。                      その場合は、マチコミメールにてお知らせいたします。                 </p>			
また、自園は淀川が近く、浸水地域に値するため大雨洪水警報が発令された場合も自宅待機をお願いすることがございます。			
自宅待機をお願いする基準	大雨洪水警報が発令中		
	淀川の枚方観測基準点の水位が氾濫注意水位の4.50メートルに達した時		
上記開園の判断は、マチコミメールにてお知らせいたします。			

## ■その他

- ・大阪市内のいずれかの地域において、強い地震が発生した場合
- ・所在する区のいずれかにおいて河川氾濫の避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または避難指示（緊急）の発令があった場合
- ・上記以外でも、登園時の安全が確保できない事態が発生した場合、園周辺で緊急事態が発生した場合、もしくは園設備の被害のために、園の開園が困難となる事態が生じた場合等、園の判断により、臨時休園措置を取らせて頂きます。

## 8. 保育内容に関する相談・苦情窓口

当園は、利用者からの苦情に適切に対応する体制として、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を以下の通り設置しております。

### (1) 目的

- ① 苦情等への適切な対応により、利用者の理解と満足感を高めること。
- ② 利用者個人の権利を擁護すると共に、利用者がサービスを適切に利用することができるよう支援すること
- ③ 納得のいかないことについては、円滑・円満な解決に努めること

### (2) 解決の体制について

#### ◆保育園

受付担当者	柑本 真樹子（トレジャーキッズひめさと保育園 主任）
解決責任者	嶋岡 陽菜（トレジャーキッズひめさと保育園 園長）
連絡先	06-6829-6266 ※当園では、園内に要望・苦情等に係る投函箱も設置しています。

#### ◆第三者委員

氏名	社会保険労務士法人 和（なごみ） 加藤 / 佐々木
連絡先	06-6942-0753

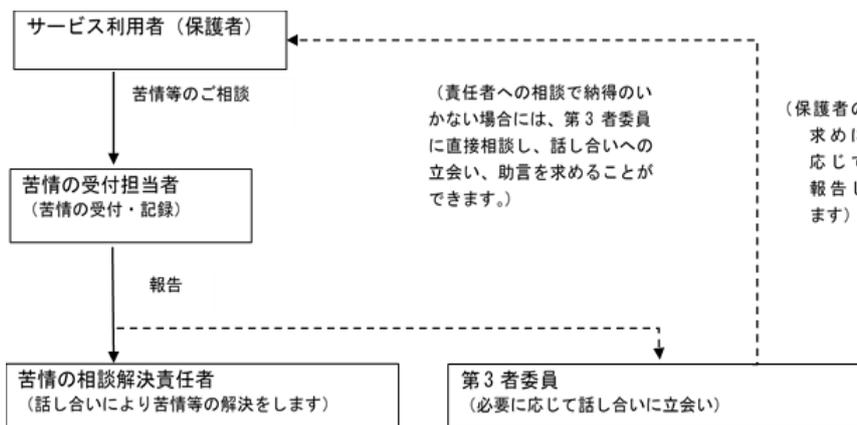
#### ◆その他の相談・苦情受付窓口

部署名	株式会社セリオ 保育事業部 大阪本部
連絡先	06-6442-0600

### (3) 苦情解決の話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

- ① 第三者委員による苦情内容の確認
- ② 第三者委員による解決案の調整、助言
- ③ 話し合いの結果や改善事項等の確認



### (4) 解決の通知と公表

受け付けた苦情等は、解決責任者より所定の用紙により、改善内容、調査を実施したことの報告書または調査を行わない旨を申出人へ報告します。個人情報に関するものや申出者が拒否した場合を除いて、苦情等の解決について、毎年度終了後に事業報告やホームページ等において公表し、改善に努めます。

## 9. 虐待防止等の措置について

体制整備等	当保育園では、児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、不適切な保育や関りが行われないよう、マニュアルの策定など必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。
緊急時の対応	保護者様、関係各位において、児童に不適切な養育の兆候や虐待が認められる場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

保育園には、虐待が疑われる場合、**通告する義務**があります。

【関係法令】児童虐待の防止等に関する法律 第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは、児童相談所に通告しなければならない。

虐待には、次の4つがあります。(児童虐待防止法に規定)

- 身体的虐待・・・殴る。蹴る。突き飛ばす。たばこの火などを押し付ける。熱湯をかける。首を絞める。戸外に締め出す。閉じ込める。縛り付ける。など
- 心理的虐待・・・ひどい言葉を浴びせる。罵倒する。脅す。無視する。きょうだいと差別する。配偶者に対する暴力や暴言。きょうだいに対する虐待。など  
子どものいる家庭においてDVが行われた場合、子どもは著しい精神的負担を重ねることになるため、子どもが目撃するか否かにかかわらず、心理的虐待として対応する。
- 性的虐待・・・性交。性的行為。性器や性行為を見せる。ポルノ写真を撮る。入浴やトイレを覗く。など

虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に2回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

#### 10. 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度
保険の内容	保育園の管理下における児童の災害につき、保護者に災害共済給付を行う
保険掛金	年額 210円

日頃から安全な保育を心がけておりますが、万一の場合に備えて、入園と同時に全児童が独立行政法人スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入します。

下記の場合には、独立行政法人スポーツセンター法で定められた給付金が支給されます。

( 医療費の自己負担の総額が5,000円以上の場合に負担されます)

- 保育園で保育を受けている時に怪我や事故が発生した場合
- 通常の経路での登降園中に怪我や事故が発生した場合

保険外治療は支給対象になりません。

詳しくは、別途配布する「災害共済給付制度のお知らせ」をご確認ください。

保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(賠償責任保険)
保険の種類	賠償責任保険(施設・生産物)、傷害保険
保障内容/金額	【賠償責任保険】 施設対人(1名につき) 1,000,000,000円

## 11. 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	R5年 実施済み	R6年 2月
自己評価の実施状況	毎年度実施予定	

## 12. 個人情報の管理

トレジャーキッズひめさと保育園は、利用する個人情報（個人データ）を正確かつ最新に保つよう努めるとともに、漏洩（ろうえい）、滅失、または毀損（きそん）の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、利用目的を失した個人情報については、法令等に定めのあるものを除き、確実かつ速やかに消去するものとします。

### ○個人情報の開示・訂正・利用停止・消去

トレジャーキッズひめさと保育園は、保護者とその子ども、その家庭および自身の個人情報（個人データ）の開示・訂正・利用停止・消去を求める権利を有していることを十分認識し、個人情報相談窓口を設置して、これらの要求ある場合には、法令に従って速やかに対応します。なお、苦情等についても個人情報相談窓口で受け付け、適正に対応します。

### 【個人情報に関するお問合せ窓口】

お問合せ内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・個人情報の取扱いに対するご意見等</li><li>・個人情報保護方針について</li><li>・個人情報の開示等（開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止）</li><li>・利用目的について</li></ul>
お問合せ窓口	株式会社セリオ 個人情報保護管理者 富永 電話：(06)-6442-0500 FAX:(06)-6442-0881 電子メール： <a href="mailto:tominaga@serio-corp.com">tominaga@serio-corp.com</a>

### （個人情報保護体制の継続的改善）

トレジャーキッズひめさと保育園は、この「トレジャーキッズひめさと保育園における個人情報保護の方針及び取り扱いについて」を実行するため、職場内研修・教育の機会を通じて全職員に周知徹底させて実行し、かつまた、継続的に改善することによって常に最良の状態を維持します。

### （個人情報の任意性について）

7. トレジャーキッズひめさと保育園では、個人情報の提供については、お客様の自由なご判断にお任せいたします。ただし、必要な個人情報の一部をご提供いただけない場合、当園のサービスの一部をお受けいただけない場合がございますので、ご了承ください。

☆トレジャーキッズひめさと保育園における個人情報保護の方針及び個人情報の取り扱いについて  
当園の職員は、業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密保持を厳守します。

区市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。

### 13. ホームページや会社パンフレット等への写真掲載に関して

当園では保護者の方々のみならず、広く内外に広報することによって、地域の皆様や当園に入園を希望される方、当園に関わる方に対し、園の活動内容をよりご理解していただきたいと考えております。そのために弊社ホームページをはじめとして、弊社パンフレット、園内等に保育園生活のいきいきとした写真を掲載したいと考えております。

#### ① 掲載内容

- 園での活動の様子
- 園児の作品、制作物
- 園での行事に関する写真

#### ② 掲載媒体

- 弊社ホームページ、Facebook、ブログなど 弊社インターネット関連媒体
- 弊社パンフレット、園紹介パンフレット等
- 園内掲示

※ご同意いただけない場合は、掲載いたしません。

※掲載後でも保護者より訂正・削除依頼があれば、対応いたします。

### 14. 写真販売について

保育園での生活やあそび、行事などの様子を職員やプロのカメラマンが撮影した写真を株式会社スタジオアリスが運営する「インターネットスクールフォトサービス“egao”」を通じ、インターネット上でご購入していただいています。写真はL版と集合写真が主で、データのダウンロードも可能です。

公開、販売に際しては、スクールID、ユーザーID、パスワードにて、関係者以外は閲覧、購入はできません。なお、ご購入いただきました写真、および写真データはご家族でお楽しみいただけますよう、SNS、ブログ等、インターネット上での公開はご遠慮いただきますようお願い致します。

写真購入に関しましては、保護者様より直接スタジオアリスで購入していただくものとなります。当保育園は関与しておりませんので、予めご了承ください。

いかなる理由がある場合でも、写真の販売期間を過ぎた場合の再販売は

できませんので、必ず早めにご覧いただき、余裕をもって販売期間内にお買い求めください。

## 個人情報保護の方針及び個人情報の取り扱いについて

(弊社における個人情報保護管理者)

株式会社セリオ

本社 担当：富永 妙子

住所 大阪市北区堂島 1-5-17 TEL 06-6442-0500

トレジャーキッズひめさと保育園は、園児および保護者・家庭に関わる個人情報の取り扱いについて、『個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）』（以下、『個人情報保護法』と呼ぶ。）および関連法令等を遵守し、下記の方針に基づいて個人情報の保護に努めることを宣言します。

(基本理念)

1. トレジャーキッズひめさと保育園では、『個人情報保護法』第 3 条において「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえて、個人情報を取り扱うすべての者が、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取り扱いを図ることとします。

(個人情報の利用目的)

2. トレジャーキッズひめさと保育園では、保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た個人情報、または日々の保育業務を通して得た個人情報を、『児童福祉法』および厚生労働省編『保育所保育指針』が示している保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。

(個人情報の第三者への提供)

3. トレジャーキッズひめさと保育園では、『個人情報保護法』第 23 条に規定されている下の各号の一に該当する場合を除いて、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報（個人データ）を提供することはありません。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(個人情報の管理)

4. トレジャーキッズひめさと保育園は、利用する個人情報(個人データ)を正確かつ最新に保つよう努めるとともに、漏洩(ろうえい)、滅失、または毀損(きそん)の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、利用目的を失した個人情報については、法令等に定めのあるものを除き、確実かつ速やかに消去するものとします。

(個人情報の開示・訂正・利用停止・消去)

5. トレジャーキッズひめさと保育園は、保護者がその子ども、その家庭および自身の個人情報(個人データ)の開示・訂正・利用停止・消去を求める権利を有していることを十分認識し、個人情報相談窓口を設置して、これらの要求ある場合には、法令に従って速やかに対応します。

なお、苦情等についても個人情報相談窓口で受け付け、適正に対応します。

【個人情報に関するお問合せ窓口】

お問合せ内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・個人情報の取扱いに対するご意見等</li><li>・個人情報保護方針について</li><li>・個人情報の開示等(開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止)</li><li>・利用目的について</li></ul>
お問合せ窓口	株式会社セリオ 個人情報保護管理者 富永 電話：(06)-6442-0500 FAX:(06)-6442-0881 電子メール： <a href="mailto:tominaga@serio-corp.com">tominaga@serio-corp.com</a>

(個人情報保護体制の継続的改善)

6. トレジャーキッズひめさと保育園は、この「トレジャーキッズひめさと保育園における個人情報保護の方針及び取り扱いについて」を実行するため、職場内研修・教育の機会を通じて全職員に周知徹底させて実行し、かつまた、継続的に改善することによって常に最良の状態を維持します。

(個人情報の任意性について)

7. トレジャーキッズひめさと保育園では、個人情報の提供については、お客様の自由なご判断にお任せいたします。ただし、必要な個人情報の一部をご提供いただけない場合、当園のサービスの一部をお受けいただけない場合がございますので、ご了承ください。

## 慣らし保育について

入園当初から慣れない環境で一日生活することは、お子様にとって大変な負担となります。お子様が無理無く保育園に慣れていけるよう、慣らし保育期間を設けさせていただきます。期間はお子様の状況により異なりますが、通常2週間は必要と考えております。お子様が園に慣れることに時間を要する場合や、慣らし期間中に欠席をした場合は、慣らし期間を延長させていただきます。

※慣らし期間中は9:00~9:20の間に登園してください。

	お 迎 え 時 間	
	0・1・2 歳児	3・4・5 歳児
4月1日(火)	10:30	10:30
4月2日(水)	10:30	10:30
4月3日(木)	10:30	12:30
4月4日(金)	12:00	12:30
4月5日(土)	入園式(午前)	
4月7日(月)	12:00	14:30
4月8日(火)	12:00	14:30
4月9日(水)	14:30	16:00
4月10日(木)	14:30	16:00
4月11日(金)	16:00	通常時間
4月14日(月)	16:00	通常時間

持って来ていただくもの（別紙「持ち物について」を参考にしてください）

	クラス 年齢	ほし 0歳	つき 1歳	にじ 2歳	かぜ 3歳	そら 4歳	だいち 5歳	☆は必要であれば用意 数字は必要枚数です
毎日	エプロン (給食・おやつ用)	3	3	2				ハンドタオルにゴムを付けたものを 手作り頂きます。
	おしぼり (口ふきタオル)	3	3	2				20センチ×20センチのミニタオルサイ ズのもの。
	哺乳瓶	☆1						完了食に移行してからは必要なし
	お手拭きタオル	1	1	1				ループ付きのもの
	ハンカチ				1	1	1	制服ポケットに入るサイズ
	コップ	1	1	1	1	1	1	保育中にお茶を飲むために使用します
	巾着(コップ入れ)	1	1	1	1	1	1	
スーパーの袋	◎	◎	◎	◎	◎	◎	スーパーの袋(27cm×48cm程度)	
クラスでお預りする物	私服 上下セット	3	3	3				フリース素材でないもの フードのないもの
	靴下	1	1	1				
	下着(肌着)	3	3	3				袖がついているもの(タンクトップ×)
	紙パンツ	10	10	☆5				個人差があります
	おしりナップ (流せるタイプ)	1	1	1				
	パンツ			☆3~4				個人差があります
フェイスタオル	1	1	1				使用した時のみ持ち帰ります	
毎週	お昼寝用バスタオルと 敷きパッド	1	1	1	1	1		週末に洗濯して月曜に持ってきて下さい
	カラー帽子	1	1	1	1	1	1	週末に洗濯して月曜に持ってきて下さい
制服関係	体操服上下				1	1	1	園指定のもの
	上靴				1	1	1	園指定のもの 週末に洗濯をお願いします
	制服				1	1	1	園指定のもの
	スモック				1	1	1	園指定のもの

※上記の必要枚数は目安です。お子様の成長や季節に応じて加減して下さい。

※毎日衣類の点検と補充をお願いします。

※紙パンツ・おしりナップは、レンタル利用をされる方は不要です。

※ミルクが必要なお子様は哺乳瓶を毎日1本ご持参ください。

※幼児組は制服で登降園し、園内はプレザーを脱ぎ、スモックを着て生活をします。

スモックを毎日持参してください。

・スカート着用の際は、必ずスカートの下にインナーパンツ（下着の上に履くカバーパンツ）の着用をお願いいたします。

・寒い時期はスパッツの着用（柄なし）も可能です。

# 同意書

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の配布を行いました。

保育園名：トレジャーキッズひめさと保育園

職名：園長 氏名 嶋岡 陽菜

-

私は、本書面に基づいてトレジャーキッズひめさと保育園の利用に当たっての重要事項の内容を確認して同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：